

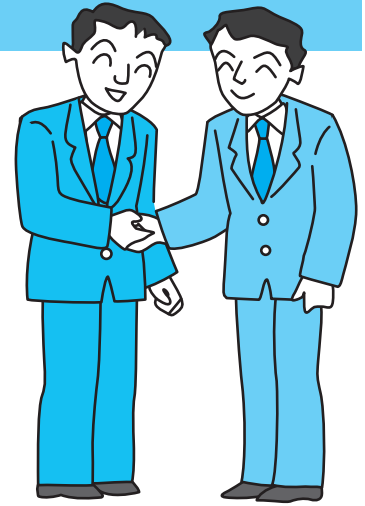
仕事をお探しの皆様へ

民営職業紹介所

ご利用のしおり

民営の職業紹介所(人材紹介会社)は

- 厚生労働大臣の許可を受け又は届出をして、仕事をお探しの方や転職をしようとする方に対し、希望条件にマッチする就業先(求人者)をあっせんする事業を行っています。
- 職業安定法等労働法規を遵守し、求人者・求職者に適正なサービスを行っています。
- 仕事をお探しの方への職業紹介サービスの他に、就業中の方に対する転職サービスを行っているところもあります。また、就職・転職活動に関するノウハウの提供やカウンセリング、アドバイスなども行っています。



1

職業紹介の種類・タイプ

民営の職業紹介所には様々な種類・タイプがあります。

■ 有料と無料の2種類があります。

有料職業紹介	・紹介所が求職者と求人者との雇用関係の成立をあっせんし、就職が決まった場合に求人者から成功報酬(手数料)をもらうことができる職業紹介をいいます。(原則として求職者からは手数料をいただきません。)
無料職業紹介	・非営利団体が就職困難者等を紹介するものや、会員組織の団体(医師会、協同組合等)が会員向けに紹介サービスを無料で行っています。

■ 紹介対象や雇用期間別

常用雇用紹介	・正社員紹介をメインとする職業紹介です。
有期雇用紹介	・日々雇用、パート・アルバイト、契約社員等をメインに紹介しています。

- 民営職業紹介所の多くは、常用雇用・全職種を紹介対象としています。全職種を取り扱う紹介所であっても、得意分野の業種・職種がありますので、利用される場合は、よく検討・確認されて紹介所を選定・利用して下さい。
- 一部の地域に限定した紹介所もありますのでご留意下さい。
- 国外にわたる紹介サービスをご希望の場合は、取り扱いが可能な紹介所であるか確認のうえご利用下さい。

公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会 (略称: 民紹協)

URL <http://www.minshokyo.or.jp> Tel 03-3818-7011

2 手数料

仕事をお探しの皆様からは、原則として手数料はいただきません。
ただし、次の対象職業に限っては、手数料をいただいてもよいことになっています。

求職受付 手数料

1件について690円、免税事業者は660円が上限

ただし、同一の求職者から求職の申込みの受理が1カ月に3回を超えると
きは、1カ月について3件分に相当する額が限度額

対象職業 …家政婦(夫)、マネキン、配せん人、調理師、モデル、芸能家の6職業

求職者 手数料

就業後6ヵ月以内に支払われた賃金の10.8%、免税事業者は10.3%に相当する額が上限

対象職業 …芸能家、モデル、経営管理者※、科学技術者※、熟練技能者※の5職業

※印の職業の紹介を受けた求職者については、年収が700万円またはこれに相当する額を超える場合に限定

3 労働条件等の 明示について

求人者の紹介を受けるときには、労働条件等を必ず書面等で明示してもらうようして下さい。

- 労働条件は具体的に把握するよう努めて下さい。
業務内容、契約期間、就業場所、就業時間・休日等、賃金の額、社会保険等は明示必須項目です。
- 労働条件の明示は、求職者が希望する場合には電子メールで行ってもよいことになっています。ただし、緊急の必要があるときには、この限りではありません。
- 緊急の場合であっても、口頭のみで労働条件の明示を受けることは、後日のトラブルの原因になるおそれがありますので、極力避けて下さい。



4 個人情報保護と 公正な採用選考について

1 個人情報の取り扱いについて

- 1 求職者の個人情報は、職業紹介業務にのみ使用し、求職者の同意がなければ、その目的以外には使用できません。
- 2 職業紹介所は、求職者の同意がなければ、第三者(求人者等)に情報提供することはありません。
- 3 職業紹介所は、個人情報の適正な管理を行い、漏えいしないよう十分に注意して取り扱います。

2 公正な採用選考について

- 1 職業紹介所は、求人者による就職差別が生じないよう「採用選考において、人権尊重の姿勢で、人種、国籍、社会的身分、門地、本籍、出生地等を理由として差別せず、求職者の適性・能力のみを基準とすること」の遵守を働きかけるとともに、その啓発に取り組んでいます。
- 2 職業紹介所は、社会的差別の原因となるおそれのある個人情報は収集しません。ただし、特別な職業上の必要性があること、その他業務の目的の達成に必要な不可欠であって、その必要性及び収集目的を示して本人から収集する場合はこの限りではありません。



5

職業紹介の形態

■ 登録&マッチングによる職業紹介

職業紹介所に登録している求職者と求人者の希望条件等を突き合わせて、双方のニーズが最も適合するものを双方に紹介する職業紹介です。

■ 常用目的紹介による職業紹介

当初に求職者と求人者との間でトライアル的な「有期雇用契約」を締結し、その求職者が適合した場合に本契約という位置付けの「常用雇用契約」を締結することを目的として行う職業紹介です。

■ 紹介予定派遣による職業紹介

労働者派遣のうち、派遣就業後に、派遣労働者を派遣先に職業紹介することを予定して行うものです。

■ 再就職支援型の職業紹介

リストラ等に伴う再就職に向けた教育・訓練、助言・指導と職業紹介を併用した職業紹介です。



6

就職に向けて

1 基本的な取り組み

職業紹介所は、求職者のみなさんの職務経歴や得意分野、就職・転職に当たっての希望条件などを的確に把握するとともに、求人者が求める職務能力の分野とレベル及び労働条件などを正確に把握することが、職業紹介を行うに際して最も重要なことと考えています。

そのうえで求職者と求人者の双方の立場に立ち、希望条件その他の情報を入念に突き合わせ、それらの条件に最も相応しい紹介を行うよう努力しています。



2 求職者の希望条件と求人条件に相違がある場合の取り組み

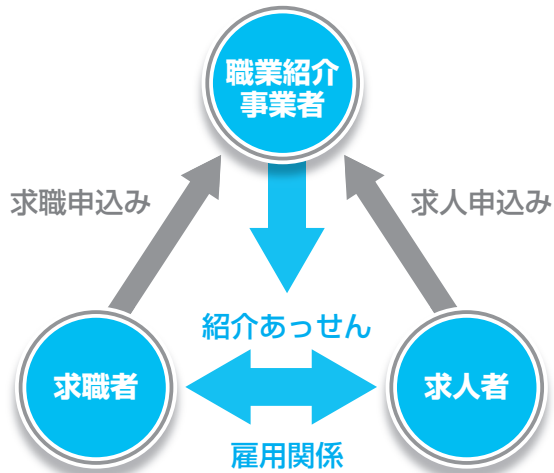
求職者の希望する仕事や労働条件に適合する求人案件を紹介するよう努めますが、必ずしも希望通りの求人案件があるとは限りません。この場合は、業務内容や賃金などのうち、何を優先・重視するかを考え、希望条件により近い求人案件への応募を検討することが肝要です。職業紹介所は、紹介担当者を中心に、こうした検討を求職者のみなさんとともにを行います。



職業紹介と労働者派遣の違い

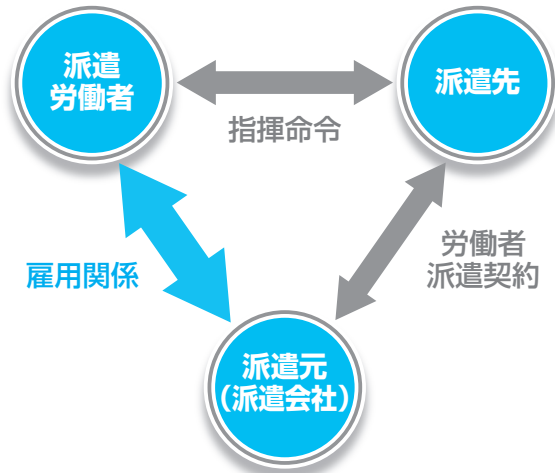
職業紹介とは

求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせんすることであり、求人者が雇用主となります。



労働者派遣とは

派遣元が雇用する労働者を、派遣先に派遣し、派遣先の指揮命令を受けて、労働に従事させることをいいます。したがって、派遣元（派遣会社）が雇用主となり、派遣先（派遣会社利用者）は雇用主ではありません。



人材サービス総合サイト (<http://www.jinzai-sougou.go.jp>) について

厚生労働省が運営している同サイトでは、労働者派遣事業・職業紹介事業の許可・届出事業所一覧をはじめ、労働者派遣事業・職業紹介事業等の制度の周知や、最新情報の提供が行われていますので、是非、ご利用下さい。

民営職業紹介事業に関する相談窓口

仕事をお探しの方からの職業紹介に関する相談は、全国の労働局、ハローワークで受け付けておりますが、下記でも承っておりますので、どうぞご利用下さい。

●公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会 相談窓口 03-3818-7136
ホームページからの相談受付 <http://www.minshokyo.or.jp/inquiry/>

求職申込みは下記の事業所へご連絡下さい。